

○飯塚市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱

平成27年3月31日

飯塚市上下水道局告示第9号

改正 H29-12

(趣旨)

第1条 この告示は、水道料金等の自主納入体制の確立を期し、納期内納入率の向上及び収納事務の合理化を図ることを目的として行う水道料金等の口座振替又は自動払込み(以下「口座振替」という。)による収納事務(以下「収納事務」という。)の取扱いに関し、飯塚市企業会計規程(平成18年飯塚市企業管理規程第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(H29-12一改)

(対象種目)

第2条 口座振替により納入できる水道料金等及び振替日は、別表に定めるとおりとする。

(準用)

第3条 企業局における収納事務に関する事務取扱については、飯塚市公金口座振替収納事務取扱要綱(平成27年飯塚市告示第81号。以下「市要綱」という。)の規定を準用する。

2 前項の規定により市要綱第5条を準用する場合において、同条中「通常貯金口座」とあるのは「通常貯金口座(企業管理者が認める水道料金等に限る。)」と読み替えて適用するものとする。

(H29-12一改)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、飯塚市公金口座振替収納事務取扱要綱(平成18年3月26日施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年3月31日 上下水道局告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

水道料金等

口座振替収納公金名	振替日
(1) 水道料金 (2) 公共下水道使用料(井戸水は除く。) (3) 農業集落排水処理施設使用料 (4) 汚水処理施設使用料	毎月7日(当該日に振替不能となった場合は、当該月22日)
(5) 公共下水道使用料(井戸水に限る。)	毎月22日

備考 振替日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。ただし、12月については、その月の最終営業日とする。